

清水港旧4号上屋活用業務 基本協定書（案）

静岡県（以下「甲」という。）と選定された事業者●●（以下「乙」という。）は、清水港旧4号上屋活用業務（以下「本業務」という。）について、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、旧4号上屋をクルーズ旅客や県民等が富士山や駿河湾の眺めを楽しみながら滞在できる場所とするとともに、地域経済の活性化および日の出地区のにぎわい創出することを目的とする。

（基本理念）

第2条 甲及び乙は、この協定に定められた事項につき、信義に従い、誠実にこれを履行しなければならない。

（業務の概要）

第3条 乙は、甲が管理する旧4号上屋のうち、乙が甲から第4条の規定による使用許可を受ける範囲及び待合所エリアにおいて本業務を行う。

（業務内容）

第4条 乙は、当該公募において乙が提出した企画提案書の記載内容に基づく業務を行う。

（使用許可）

第5条 乙は、本業務を行う範囲に関し、港湾管理者から、静岡県港湾管理条例に規定する使用許可を受けなければならない。

2 乙は、本業務を行う範囲として、前項により使用許可を受けた範囲以外を使用する場合は、静岡県港湾管理条例に定めるとおりとする。

（業務期間）

第6条 乙が本業務を行う業務期間は、甲が許可した日から1年間とする。ただし、5年間の使用（4回更新）を可能とする。4回目の更新以降、甲は「清水港旧4号上屋活用業務要求水準書」の内容を見直すこととする。

2 業務期間には、本業務により乙が設ける施設の設置に要する期間、同施設の撤去及び第4条により使用許可を受けた範囲の原状回復に要する期間を含む。

（周辺地域等への配慮）

第7条 乙は、本業務を行うに当たり、第4条により使用許可を受けた範囲に隣接する地域に最大限の配慮をするとともに、法令等を遵守するものとする。

（公募要項等の遵守）

第8条 乙は、本業務の遂行に当たり、甲が作成した「清水港旧4号上屋活用業務事業募集要項」「清水港旧4号上屋活用業務要求水準書」を遵守しなければならない。ただし、別に甲の承認を受けた場合は、この限りでない。

（使用許可等不調の場合における処理）

第9条 事由の如何を問わず、使用許可に至らなかった場合、本事業の準備に関して既に支出した費用は甲、乙各々が負担するものとし、互いに請求しない。

(協議)

第10条 この協定に定めのない事項について定める必要が生じたとき、又はこの協定に定める事項に疑義が生じたときは、甲乙誠意をもって協議し、その解決に努めるものとする。

この協定締結の証として、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自その1通を保有する。

令和 年 月 日

甲 静岡県静岡市葵区追手町9－6
港湾管理者
静岡県知事 鈴木 康友

乙 (住 所)
(事業者名)
(代表者)